

文久四年二月九日より文久四年二月十日まで

P8311085 right

九日 辰 陰雪数降午下晴雲凡(☁風) 朝四十一度(摂氏5℃) 昼四十七度(8.3度)

朝正五字時(提燈なし) 出立、古川小休途中栗原郡大庄屋某出向ひ付添、荒谷小休第十時過立茶店無し、栗原郡、第十時過

大庄屋乗出向ひ付添、車坂野立(*1)この野立にて

(高清水休) 午休所高清水(宮城県)へ着、十一時過出立栗原郡一 二迫大庄屋上乘向かい膚添車坂野立この野立にて

茶店なども無く築館小休富田村野立車坂同様也、栗原郡三迫大庄屋途中え出向出向付添(金成泊) 第五時前金成(かんなり) 旅宿着、代官並郡方役人来り、明日の道程遠きに付午前十休所に壁へ弁当用意致す様領主の命にて設置ける旨にて申聞○曉發行程十

里淡烟籠望裡模糊暁色濃残雪林頭日初上重々

磨出白銀峯○即目、輿熏怯寥縮似蝸松杉森鬱

この行以降は常用しない漢字(漢詩形式か?)等が非常に多く、すぐ解読ができませんので省略します

路哈哈、天公厚遇何如許、風景佳邊飛雪花、餘寒

料凜峭北陲郷梅未放香抑末黄造物天尤絶

偏将雪片補春光

P8311085 left

妙

十日 巳 薄陰微雪時々飛 朝四十五度(摂氏7度二分) 昼四十七度(八度三分)

朝第五時前提燈なし出立十万坂野立茶店無し、是迫山岳を経る多しといえども当所の險阻なる如きはあらず、昔時秀衡十万の兵を挙げし所の地なるにより今又其の名を地名に存すと也、此坂半途より田村内膳正領分と成、同家代官役某並びに同領分磐井郡大庄屋足輕等出迎え足輕は先導す、仙台領付添案内等の者は此処に止まる、有壁村小休、鬼死骸村野立此地、昔鬼骨有るを以て、名乗るとぞ、同所に仙台領分磐井郡大庄屋乗出迎へり、尤同村も尚田村領成、第九時前一ノ関午休

着同町入口には勤番所を設け足輕兩人勤番其他、所々警固の人数を出し本陣門前にも勤番所を置き足輕兩人勤番す、城門大手前には主だった家来出役惣躰の勤番所も下座せり、町奉行は市中に詰居に付惣心用の便申聞く様、名刺を休所へ出す、使者役はその領主口上を以て使者へ来る膳部も

(*1)野立(のだて) 天皇や貴人が野外で休息し展望すること

(○)内は細字双行(二行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。